

「山口県食の安心・安全推進基本計画（第2次改定版）」の概要について

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、これまでの取組状況や課題を踏まえた見直し

2 計画の基本的事項

(1) 目的

消費者の視点に立って幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与

(2) 計画の位置付け

山口県食の安心・安全推進条例に基づき、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

(3) 計画期間：2018(平成30)年度～2022年度（5年間）

第2章 計画改定の背景

1 食品に関する事件・事故の対応

(1) 大規模食中毒対策の強化

国が設置する「広域連携協議会」等による対応

(2) 県内発生食中毒の増減

本県における発生件数は下げ止まり

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数(患者数)	15(315)	14(398)	15(343)	11(111)	10(169)

2 関係制度の改正等

食品衛生法の改正、食品表示法に基づく表示制度

3 食に対する県民の意識（H29年度県政世論調査）

- ・食品に対する不安（H25年度80.2%→H29年度71.3%）
- ・望まれる取組

食品関連事業者・事故等発生時の情報提供（50.7%）

消費者・正しい情報の収集と知識の習得（70.2%）

県・生産者・加工者等への監視・指導の徹底（64.3%）

第3章 これまでの取組状況と課題

○目標指標の達成状況（25項目）

達成率	100%	100～70%	70%未満
指標数	13	7	5

➤概ね順調に推移

○今後の課題等

- ・食品の安全確保や食品表示における「事業者の自主的な取組の促進」が必要
- ・事業者だけでなく消費者や県による支援・協力が重要

第4章 改定の視点

1 計画の構成

条例の基本理念である「県民の健康の保護」と「食品の信頼性の確保」が最も重要であるという基本的認識の下、「食の安全」、「食の安心」「参画と協働」の3つの柱を基本として、消費者の視点に立った取組を推進

2 食の安心・安全の確保の推進に向けた取組

これまでの計画に基づく取組等を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に的確に対応するため、重点的な取組を設定

新 衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進

○HACCP導入の促進や、適正な食品表示を周知徹底する等、事業者の自主的な取組に向けた支援を実施

拡 県民の食品安全に関する理解の促進

- 食品関連事業者、消費者、県が一体となって食の安心・安全に関する機運を醸成
- 消費者の自主的な活動による食に関する理解の促進
- 食の安心・安全推進協議会等を通じた食品関連事業者と消費者との連携強化

◆生産者・事業者の法令遵守の徹底

○関係法令に基づいた適正な措置を講ずるよう法令遵守を徹底

◆監視・検査等による安全確保の徹底

○生産から消費に至る一貫した監視指導・検査の実施

第5章 施策の方向

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進

新 業界団体が開催するHACCP導入講習会への講師派遣

新 営業許可更新時における実務担当者レベルの講義

新 新規事業者向け講習会の開催

(2) 生産段階での安全性の確保

(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

(4) 食品検査の実施

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

拡 表示適正事業所の認定や食品表示責任者養成による支援

拡 実務担当者レベルの表示セミナーの開催

(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

(3) リスクコミュニケーションの推進

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

拡 公共機関等を活用した新たな情報発信ルートの開拓

新 子育て世代等の若い世代を対象とした情報を発信

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

(1) 県民運動の推進

拡 食の安心・安全推進協議会を通じた事業者・消費者等関係団体同士の連携強化

(2) 食育の推進

(3) 地産・地消の推進

新 ファーマーズマーケットを新たに地産・地消推進拠点に位置付ける等の拠点拡大

新 需要拡大の取組が生産意欲の向上に繋がる好循環を生み出す体制の整備

【新規目標指標】（23指標中4指標）

○HACCP支援チーム支援事業所数（18→100事業所）

○動物用医薬品の使用実態調査実施率（100%→100%）

○リスクコミュニケーションの実施回数（38→45回/年）

○若い世代を対象とした講習会等への参加者数

（295→500人/年）

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備

(1) 総合的な推進体制の整備

附属機関、関係部局、国、他都道府県等との連携体制

(2) 危機管理体制の整備

広域連携協議会や大規模食中毒等対策本部での対応

2 計画の推進・点検

食の安心・安全審議会への進捗状況報告、適正な進行管理